

長期低炭素ビジョン小委員会の進め方について

【検討の背景】

- ・ パリ協定等では、世界共通の長期目標として2℃目標を設定し、世界の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに抑える努力を追求すること、また、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学に従って早期の削減を目指すこと等が明記され、長期的対策の重要性が改めて示された。加えて、2020年までに、今世紀半ばの長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（長期の温室効果ガス低排出発展戦略）を提出することが招請された。G7伊勢志摩サミット首脳宣言では、2020年の期限に十分に先立って同戦略を策定・提出することにコミットした。
- ・ また、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）において、「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していく」こととしている。
- ・ 環境省においてはこれに先立ち、昨年10月に環境大臣の私的懇談会である「気候変動長期戦略懇談会」を設置した。同懇談会において、我が国における温室効果ガスの長期大幅削減の実現と、我が国が直面する構造的な経済的・社会的課題の同時解決を目指すための中長期的な戦略について議論がなされ、本年2月にその結果が提言としてとりまとめられた。
- ・ こうした国際的情勢、国内の状況等を踏まえ、技術のみならずライフスタイルや経済社会システムの変革をも視野に入れた「長期低炭素ビジョン」をとりまとめ、これを議論の土台としてパリ協定に定める長期の温室効果ガス低排出発展戦略の策定につなげていくことが必要である。

【ご議論いただきたい点】

1 . 2050 年及びそれ以降に向けた低炭素社会を考慮する上で、関連する経済・社会的課題としてどのような課題があるか。また、今後のトレンドはどうか。

< 我が国の経済・社会的課題の例 >

- 人口減少・高齢化社会
- 経済の低成長
- 地方の課題
- 国際的な課題 等

2 . 2050 年及びそれ以降に向けて、我が国はどのような低炭素社会を目指していくべきか。

低炭素社会実現への取組に向けて持つべき視点は何か。

< 持つべき視点の例 >

- 様々な社会的課題を同時解決に資すること
- 国内投資を促し、国際競争力を高めるような経済発展や社会の活力につながる事
- 国際的な資源制約の克服に資すること 等

「長期低炭素ビジョン」を広く国民に分かりやすいものとするため、例えば以下のような、具体的にイメージのしやすい切り口からご議論いただけないか。

< 切り口の例 >

- 住宅・建築物
- 移動
- 産業・ビジネス活動
- エネルギー供給
- 都市・地域
- 金融の活用 等

上記具体の切り口について、

- ・ 技術
- ・ ライフスタイル
- ・ 経済社会システム

といった観点からどのようなイノベーションが必要か。

3 . 目指すべき社会に向けて、我が国はどのような対策を講じていくべきか。

国内における対策として、各分野におけるイノベーションを実現するため、各主体（国民、企業等）の取組として何が必要か。また、そのために国や地方公共団体がとるべき施策はいかにあるべきか。タイムラインについてもどのように考えるべきか。

国際社会の低炭素化に向けた動向を踏まえ、我が国は何を実施していくべきか。世界全体での温室効果ガス削減への貢献だけにとどまらない、我が国の経済社会に与えるインパクトや、我が国の世界における位置付け等の観点も含め、ご議論いただけないか。

【今後のスケジュール】

| 時期 | 内容 |
|-----------|--|
| 2016年 | |
| 7月29日 | 小委員会の設置及び長期戦略策定に関する国内外の動向等 |
| 8月30日 | 関係者へのヒアリング等 <以後、複数回にわたり、小委員会によるヒアリングを実施> |
| 11月頃 | ヒアリング結果のまとめなど <並行して、地方ヒアリングを実施（～12月）> |
| 12月～ | 2050年及びそれ以降を見据えた在るべき社会像の検討 在るべき社会像の達成方策の検討 <小委員会を複数回実施し、年度内の取りまとめを目指す> |
| 2017年3月目途 | とりまとめ |

【関係者へのヒアリング】

第2回以降、数回に分けて有識者等からのヒアリングを実施することとする。

<ヒアリング対象者の例>

- ・気候変動に関する知見のある海外の有識者
 - ・2050年又はそれ以降の我が国の社会の在り方について知見のある有識者
 - ・個別分野における温室効果ガスの排出実態に精通した有識者
 - ・温暖化による我が国への影響に関して知見のある有識者
 - ・2050年又はそれ以降に向けて先進的取組を行っている事業者
 - ・気候変動問題に知見のあるN G O・団体
 - ・地方公共団体
- 等

【地球環境部会への報告】

小委員会でのとりまとめに向けた審議状況については、適宜、中央環境審議会地球環境部会に報告を予定。